

官民連携みどり区簡易水道整備事業
管路更新工事

事業者選定結果

令和7年1月

伊豆の国市

令和6年10月4日に公告した官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事（以下、「本工事」という。）について、「官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）による選定結果を踏まえ、本工事の優先交渉権者を決定したので、その評価結果を公表する。

令和7年1月21日

伊豆の国市長 山下 正行

【目次】

1	事業者選定の経緯等	1
1.1	事業者選定の経緯	1
1.2	事業者選定方式	1
1.3	事業者選定方法及び手順	1
2	優先交渉権者決定の手順	2
3	事業者選定の体制	3
3.1	事業者選定の体制	3
3.2	委員会の構成	3
4	審査結果	3
4.1	応募資格の審査	3
4.2	提案内容の審査	3
4.3	総合評価結果	5
5	優先交渉権者の決定	5

1 事業者選定の経緯等

1.1 事業者選定の経緯

事業者選定までの主な経緯は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 事業者選定の経緯

日 程	項 目
令和 6 年 8 月 16 日	実施方針等の公表
令和 6 年 10 月 4 日	募集要項等の公表
令和 6 年 11 月 8 日	参加表明書、参加資格確認書類の受付締切
令和 6 年 11 月 18 日	参加資格確認結果の通知
令和 6 年 12 月 4 日	企画提案書類の受付締切
令和 6 年 12 月 23 日	提案内容の審査、プレゼンテーション・ヒアリングの実施、採点及び集計
令和 7 年 1 月 16 日	審査講評の公表
令和 7 年 1 月 20 日	審査結果の通知
令和 7 年 1 月 21 日	事業者選定結果の公表

1.2 事業者選定方式

本工事を実施する事業者には、本工事の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用した。

1.3 事業者選定方法及び手順

事業者の選定は、伊豆の国市（以下、「発注者」という。）が、応募者について、応募資格の審査を実施し、要件を満たしていることを確認後、応募者が提出した提案書について、提案価格の審査を実施した。

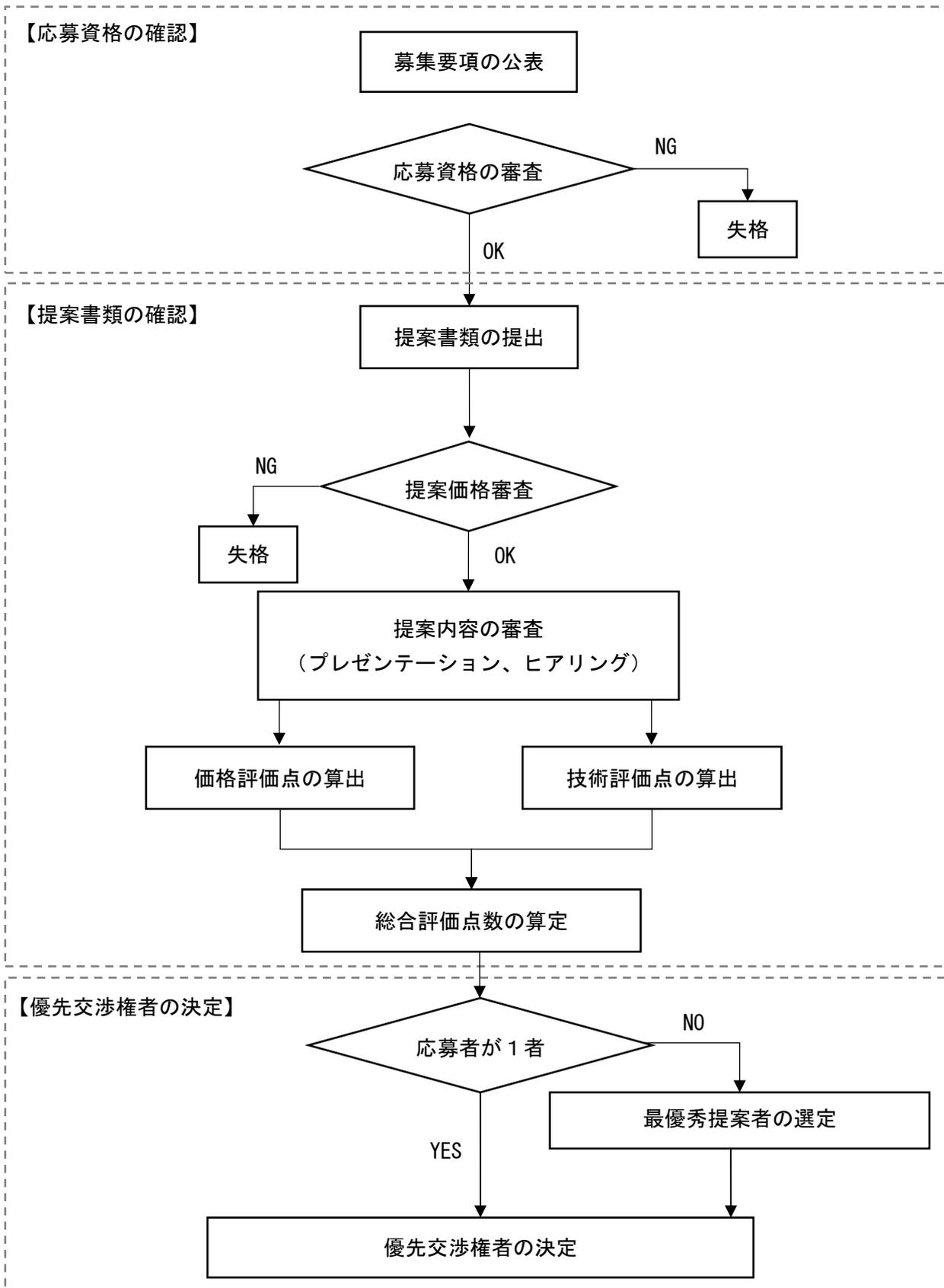
提案価格の審査では、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査した。

提案価格の審査後、委員会は、応募者の提案書及びプレゼンテーションに対して、ヒアリングを行った上で提案内容の審査を実施し、最優秀提案者を選定した。

発注者は、委員会の審査結果を踏まえ、本工事における優先交渉権者を決定した。

2 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



3 事業者選定の体制

3.1 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、発注者が提案価格の審査を行ったうえで、発注者が設置した委員会において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者の選定を行い、発注者は、委員会の選定結果を踏まえ、本工事における優先交渉権者を決定した。

3.2 委員会の構成

委員会の構成は、表 3.1 に示すとおりである。

表 3.1 委員会 委員

氏名		所属名
委員長	川崎 敬生	公益財団法人 水道技術研究センター 参与
委員	眞柄 泰基	全国簡易水道協議会 相談役
委員	望月 大介	静岡県くらし・環境部 環境局 水資源課 水道環境班 班長
委員	守野 充義	伊豆の国市企画財政部 部長
委員	古屋 和義	伊豆の国市都市整備部 部長

4 審査結果

4.1 応募資格の審査

応募者は、1 グループであった。発注者は応募者が、募集要項に示す応募参加資格の要件に適合しているか審査した。

この結果、応募者のすべての企業が応募参加資格の要件を満たし、適格とした。

応募者番号 1 番 【土屋・蓮池水道事業グループ】

代表企業（建設企業）土屋建設株式会社

構成員（設計企業）株式会社蓮池設計

4.2 提案内容の審査

4.2.1 提案価格の審査

発注者は、応募者が提出した工事費、委託費それぞれの提案価格が見積上限価格以内であることを審査した。

この結果、その提案価格が、見積上限価格以内であることを確認した。

4.2.2 提案価格の審査（価格評価点）の結果

発注者は、応募者が提出した提案価格に対して、以下により得点化（以下、価格評価点）を行い、表 4.1 に示すとおり、提案価格が見積上限価格以内であることから妥当であると判断した。

- ① 提案価格が、見積上限価格以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。

- ② 上記以外の応募者の得点は、下記の式により最低提案価格との比率をもって小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20点)} \times \text{最低提案価格} \div \text{当該応募者の価格}$$

表 4.1 価格評価点の結果

項目	応募者番号1番の得点
見積上限価格	663,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）
提案価格	663,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）
価格評価点	20点

4.2.3 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施した。

審査項目及び配点、得点化方法は、表 4.2、表 4.3 のとおりとした。

表 4.2 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価の視点	配点	
業務計画に関する提案	業務実施方針 実施体制	1. 本事業の業務フロー上における重要事項が指摘され、確実に業務を遂行するための提案がなされているか。	20	20
		2. 実施体制や発注者との連絡体制は十分か。		
調査・設計・施工に関する提案	調査・設計計画	1. 今回必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は十分か。	10	60
		2. 設計における課題とその対策が具体的かつ効果的か。		
	施工計画 工期の確実性	1. 地域の特徴を考慮した施工計画となっているか。	40	
	2. 施工中に事故や災害等の緊急事態が発生した場合の対策が具体的かつ効果的か。			
	3. 工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。			
		4. 事業進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。		
	その他	1. その他、評価できる提案はあるか。	10	

表 4.3 技術評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、秀でて優れていると認められる。	配点×2/3
C	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1/3
D	当該審査項目について、優れているとは認められない。	配点×0

4.2.4 技術評価審査（技術評価点）の結果

前項の審査方法に基づく応募者番号1番の技術評価点の合計得点は、表4.4に示すとおり、57.34点（71.7%）となり、技術評価点の判断基準を50%以上としていたため、妥当であると判断した。

表 4.4 技術評価点の結果

区分	審査項目	配点	応募者番号1番の得点
業務計画に関する提案	業務実施方針・実施体制	20	15.34
調査・設計・施工に関する提案	調査・設計計画	10	6.66
	施工計画・工期の確実性	40	29.34
	その他	10	6.00
合計		80.00	57.34

4.3 総合評価結果

委員会は、価格評価点と技術評価点の合計を次式に基づいて算定した値を総合評価点とした。

本工事は、技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用していることから、委員会は、提案内容を踏まえた技術評価を重視した。

応募者番号1番の提案価格は見積上限価格以内であり、技術評価点においても判断基準を満たしている。

よって、委員会は、総合評価点が妥当であると判断し、応募番号1番を最優秀提案者として選定した。

$$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{価格評価点 (20点満点)} + \text{技術評価点 (80点満点)}$$

表 4.5 総合評価点の結果

項目	応募者番号1番の得点
価格評価点	20.00点
技術評価点	57.34点
総合評価点	77.34点

5 優先交渉権者の決定

発注者は、委員会の選定結果を踏まえ、応募者番号1番【土屋・蓮池水道事業グループ】を本工事の優先交渉権者として決定した。